

1 廊下等

【基本的な考え方】

- ・利用者が安全に通行できるよう、滑りにくい仕上げ、段差の解消、幅の確保、壁面に突出物等を設けないといった点を考慮します。
- ・利用者が容易に目的の場所に到達できるよう、また、非常時に避難しやすいよう、分かりやすい動線計画とします。

整備基準

解説

※ ここでは、全ての廊下等が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する廊下等については、p. 44（「7 全ての人が利用しやすい経路」）も参照してください。

下記以外の建築物

多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

イ 階段の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

＜バリアフリー法施行令＞

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する廊下等」と読み替えて適用されます。(バリアフリー法施行令第 23 条、第 24 条)

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合を言います。(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第一)

- ①勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ②高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ③主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

条例第 6 章の適用対象建築物

整備が望ましい項目

解説

- ・壁面には、原則として突出物を設けないこと。
- ・柱や曲がり角の出隅は、隅切り又は面取りを行うこと。

- ・障害者や高齢者の利用が多い施設では、手すりを設けること。

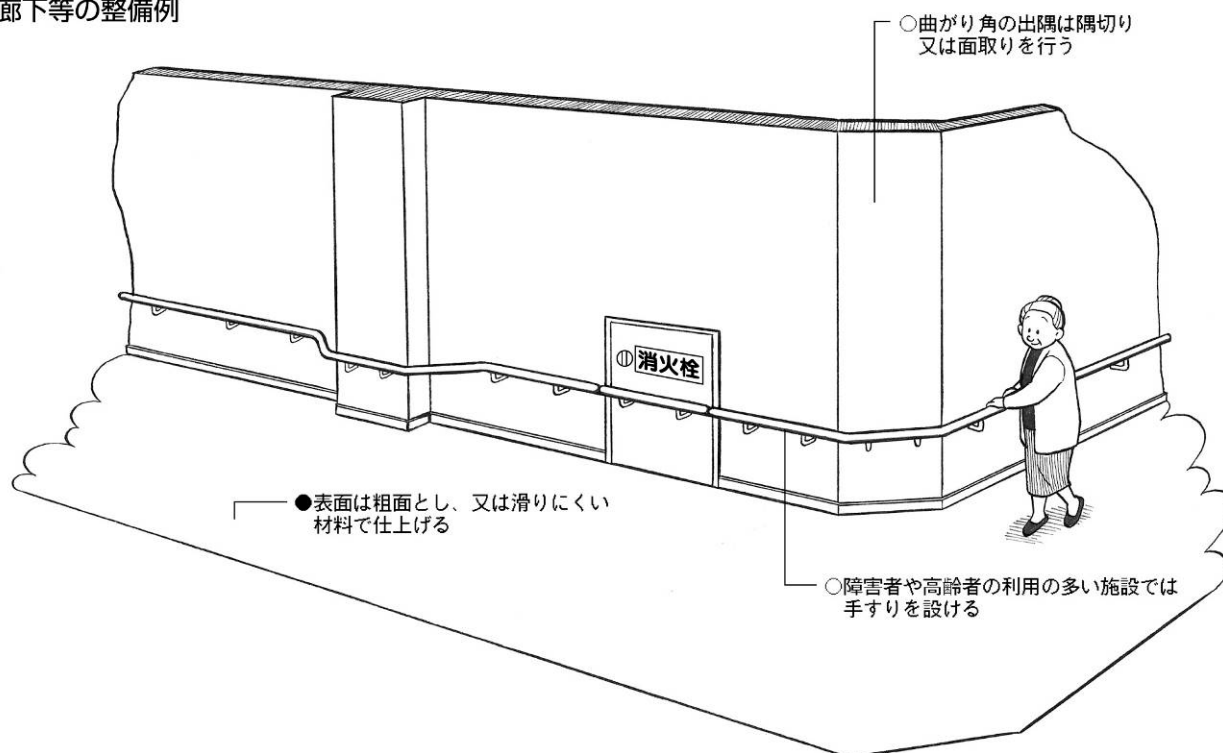
・ 見通しを確保して出会い頭の衝突を防止します。また、車椅子使用者が角を曲がりやすくなります。

・ 両側に、できるだけ連続して設けます。

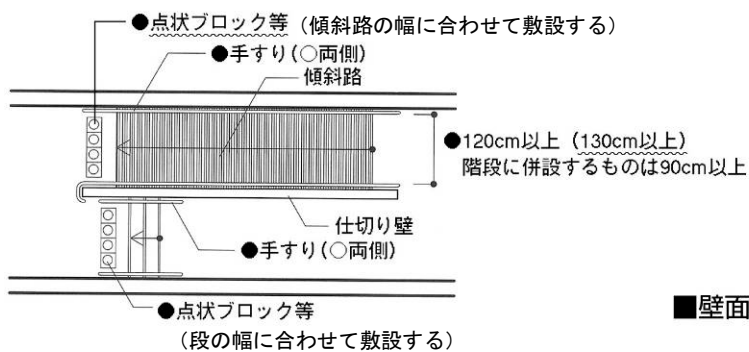
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

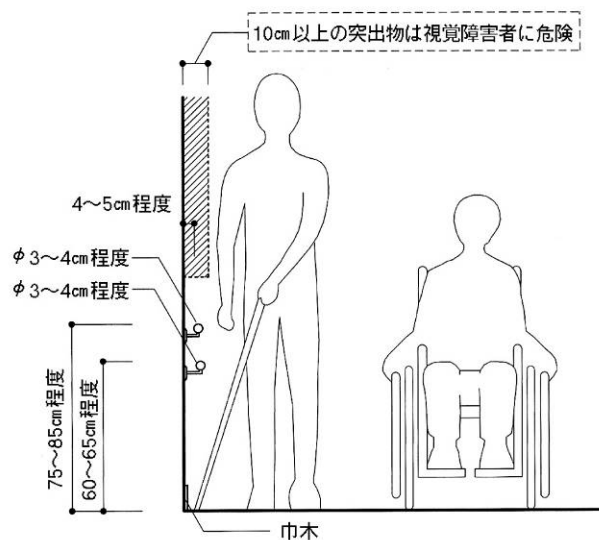
■廊下等の整備例



■高低差が生じる場合の整備例



■壁面の配慮例



■壁面に突出物を設けない例

